

1 変更の内容

変更後	変更前
(事務所) 第2条 この法人は、事務所を <u>新 発田市下小中山 1034 番地 9</u> に置 く。	(事務所) 第2条 この法人は、事務所を <u>新 潟市江南区五月町 1 丁目 2 番 9 号</u> に置く。

2 変更の理由

理事長交代につき事務所を移転するため、定款を変更することとし、令和8年4月12日社員総会にて定款変更を決議した。